

令和4年4月1日

最低制限価格及び低入札調査基準価格の算定率の変更について

令和4年4月1日以降に公告又は指名通知される建設工事及び役務業務について、最低制限価格及び低入札調査基準価格の算定率を変更しました。変更内容は以下のとおりです。

- 1 建設工事に係る最低制限価格（岡崎市建設工事最低制限価格運用要領第4条第1項）及び低入札調査基準価格（岡崎市建設工事低入札価格調査実施要領第4条第1項）の算定率を変更しました。

第4条第1項 変更前

税抜最低制限価格（低入札調査基準価格）は、対象工事の税抜予定価格算出の基礎となる項目に応じて、次の式で算定される額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

$(\text{直接工事費} \times 0.97) + (\text{共通仮設費} \times 0.9) + (\text{現場管理費} \times 0.9) + (\text{一般管理費等} \times 0.55)$

第4条第1項 変更後

略

$(\text{直接工事費} \times 0.97) + (\text{共通仮設費} \times 0.9) + (\text{現場管理費} \times 0.9) + (\text{一般管理費等} \times 0.68)$

2 最低制限価格（岡崎市役務業務最低制限価格要領第4条第1項に規定する別表）の算定率を変更しました。

別表 役務業務 変更前

積算区分	①	②	③	④
区分1	直接業務費の額に10分の9を乗じて得た額	業務管理費の額に10分の7を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額	
区分2	直接業務（調査）費の額に10分の9.5を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額
区分3 ※右記【発掘作業費】①～④及び【測量業務費】の①～③をすべて合計した額	【発掘作業費】			
	直接業務費の額に10分の9.5を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額
	【測量業務費】			
	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	
区分4	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	
区分5	直接原価の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額	
区分6	入札書比較価格に10分の8を乗じて得た額			

別表 役務業務 変更後（令和4年4月1日以降発注分）

積算区分	①	②	③	④
区分1	直接業務費の額に10分の9.5を乗じて得た額	業務管理費の額に10分の7を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額	
区分2	直接業務（調査）費の額に10分の9.5を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額
区分3 ※右記【発掘作業費】①～④及び【測量業務費】の①～③をすべて合計した額	【発掘作業費】			
	直接業務費の額に10分の9.5を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額
	【測量業務費】			
	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	
区分4	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	
区分5	直接原価の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額	
区分6	入札書比較価格に10分の8.2を乗じて得た額			

※公告又は指名通知において、適用した積算区分を明記します。